

令和5年度第2回むつ市公共事業再評価委員会 会議録

○日 時 令和5年10月12日(木) 午後1時30分から午後2時57分

○場 所 むつ市役所本庁舎 議会棟大会議室

○出席委員(6人)

足 達 健 夫	委 員 (会長)
折 館 博	委 員
坪 二三子	委 員
伝 法 百合子	委 員
佐 藤 節 雄	委 員
越後林 達 巳	委 員

○欠席委員(1人)

杉 本 晃 一	委 員
---------	-----

○むつ市上下水道局出席者

局長	中 村 久
下水道技術専門監	中 村 亨
経営課長	宮 下 圭 一
経営課主幹	川 村 悟
経営課主査	柳 田 雄 規
下水道課長	本 田 正 大
下水道課総括主幹	川 村 利 之
下水道課主査	阿 部 雄 太
下水道課主任	中 里 勇 人

○事務局出席者

むつ市総務部長	吉 田 和 久
むつ市総務課長	一 戸 義 則
むつ市総務課主幹	安 野 智 哉
むつ市総務課主任主査	木 嶋 尚 徳
むつ市総務課主任	花 山 優 希 子

午後1時30分 開会

○一戸総務課長（事務局）

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

ただいまから第2回目のむつ市公共事業再評価委員会を開催いたします。

前回の委員会でもご説明いたしましたが、むつ市公共事業再評価委員会条例第7条第1項の規定により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、議事の進行は足達会長にお願いしたいと存じます。

足達会長、よろしくお願ひいたします。

○足達会長

では、早速ですが議事を進めさせていただきたいと思ひます。

本日の出席委員は私を含めて6名ですので、むつ市公共事業再評価委員会条例第7条第2項により、当委員会が成立いたしますことをご報告いたします。

次に、諮問を受けた事項の審議に入りたいと思ひますが、その前に新たな資料が配付されておりますので、その資料について担当課から説明をお願いします。

○本田下水道課長

追加資料のご説明の前に、前回配付資料の訂正をさせていただきます。

“資料む-1-1”について修正がございますので、差し替えをお願いいたします。修正箇所は、裏面の「(4) コスト縮減・代替案の検討状況」、コスト縮減の項目についてですが、赤文字

部分を追記いたしました。こちらはむつ処理区・大畑処理区同様の修正となります。

もう1か所、大畑処理区の表面の「(1) 事業の進捗状況」の説明の部分のパーセンテージが間違っておりましたので、こちらも修正いたしました。

資料の修正・差し替えについては以上となります。差し替えのほかに、今回新たに“資料1”本日の説明のスライドの内容と、“資料2”折館委員からいただいた事前質問の内容をお配りしております。

それでは、“資料1”の説明に入らせていただきます。

まず、前回の委員会の際ご質問にあった処理場施設の整備状況について、それについての図面が前回わかりにくかったと思ひますので、改めてご説明いたします。むつ下水浄化センターについては、管理棟 水処理棟と汚泥棟の3か所が整備済みとなっております、赤色で示した範囲となります。

このうち水処理棟は計画で4系統となっております、現在は建設中も含めて赤色箇所の2系統となっております。

その他、未整備の箇所については青色で示している水処理棟2系統、発生した下水汚泥を肥料化するための施設で、細菌処理で、汚泥を肥料化しやすくする消化タンク、消化時に発生するメタンガスを貯めるガスホルダー、肥料化を行うコンポスト処理棟及び肥料を貯める貯蔵庫が未整備となっております。汚泥の処理に関しては、現在は外部委託により肥料化が行われております。現在のところこれらの建設予定はございませんが、今回の再評価により計画変更することになった場合

は、施設計画の再検討を行う予定となっております。

次に、大畑下水浄化センターについてですが、こちらにおいても赤色の箇所が整備済み、青色の箇所が未整備となっております。

大畑処理区については、発生した汚泥は場外へ排出し処分を行うため、むつ処理区と違って堆肥化する施設はございません。

青色の箇所は水処理を行う施設となっており、現在は赤色側1系統のみでの稼働となっております。

現在のところもう1系統の建設予定はございませんが、今回の再評価により計画変更することとなった場合は同じように施設計画の再検討を行う予定となっております。ちなみに、単純計算ではございますが、現在の整備区域で接続率が80%となった場合で、現在の処理能力でちょうどぐらいの規模になります。

次は、前回の委員会後に折館委員より、「資料2」によりご質問がありました、下水道排水設備と浄化槽に関する補助制度についてご説明いたします。

こちらの4項目を上から順番にご説明いたします。まずむつ市排水設備工事費補助金についてです。

下水道の供用開始から3年以内に、居住している既存の住宅を下水道へ接続する方を対象に、工事費を補助しております。補助率は工事費の2分の1以内で、上限額は15万円となっております。

次はむつ市排水設備等工事資金貸付制度になります。これは市と取り決めを交わした金融機関から下水道へ接続する工事の資金の貸し付けを受けの際に、その利子を市が負担する制度となっております。

ります。対象者は先ほどの補助金と同様となっております。貸付限度額は汲み取りトイレからの接続の場合は55万円プラス大便器1個につき25万円で3個分まで対象となり、最大で130万円となります。水洗トイレからの接続の場合は、45万円となっております。償還期間は5年間で繰り上げ償還も可能となっております。近年は金利が低いことから、補給される利子より補助金の方が高額となることから、平成28年度以降の申請はない状況であります。

次に、浄化槽の補助制度の前に単独処理浄化槽、合併処理浄化槽の違いについてご説明いたします。

まず、単独処理浄化槽についてですが、単独処理浄化槽はトイレの汚水のみを処理する装置です。トイレ以外の台所、風呂、洗濯等の排水は全て処理されずにそのまま放流されており、単独処理浄化槽を設置している建物からの排水は20%程度しか処理されておられません。

次に、合併処理浄化槽はトイレだけでなく、風呂、台所、洗濯等、建物から出る生活排水全てが流入し、処理する装置となっております。近年は性能が向上し汚れの90%を処理することができるようになってきております。

それでは、浄化槽に対する補助制度についてご説明いたします。

市では、下水道計画区域外で汲み取りトイレ又は先ほどご説明いたしました単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する工事を行う方を対象に補助を行っております。工事のうち補助対象となるのは、浄化槽本体の設置にかかる費用となっております。補助上限額は表のとおり、5人槽39万

円、7人槽47万4,000円、10人槽66万円となります。

こちらはむつ処理区の下水道計画を示している図になりますが、青色及び赤色で着色している部分が、現在の事業計画区域で近々下水道を整備することとしたエリアになります。黄色の着色は全体計画の範囲となっております。黄色のエリアは、合併処理浄化槽の補助金が受けられるエリアで、青と赤のエリアが下水道接続の補助金が受けられるエリアとなっております。

しかしながら、赤色で着色されているエリアは、まだ下水道も整備されておらず、近々下水道が整備される区域となっておりますことから、折館委員のご質問にありました、合併処理浄化槽の補助金が受けられないエリアとなっております。

こちらは大畑処理区の下水道区域を示したものになります。むつ処理と同様、赤色で着色されているエリアは現在下水道が来ておらず、さらに浄化槽の補助金が受けられないエリアになります。

現在の整備区域までの計画変更となった場合は下水道課といたしましては、赤色のエリアも浄化槽の補助金が受けられるよう検討していく考えでございます。

以上で下水道課からの説明を終わります。

○足達会長

ありがとうございました。

折館委員、今の説明でいかがでしたでしょうか。

○折館委員

はい、わかりました。町内会の役員の方で苦慮された方がいたので、質問させていただきました。

○足達会長

最後の地図について私から確認なのですが、赤いエリアのところは、仮に今回再評価して計画縮小があったとしても、そこはとにかく下水道は整備はされるということですか。

○本田下水道課長

赤色のエリアは、今後下水道の整備は行わない形となります。青色の整備済みの部分までで整備はストップし、そのため、赤色のエリアにおいても合併浄化槽設置の補助金が受けられるように検討していきたいということです。

○足達会長

わかりました。あくまでも青色の整備済みの部分までで止めるのが、今回の計画変更案ということですね。

○本田下水道課長

そうです。当課の案ということになります。

○足達会長

わかりました。では次に進めて行きます。

“資料む-1-1”「公共事業再評価調書 むつ処理区」をご覧いただきたいと思います。再評価調書の内容として、担当課から案が示されておりますが、この内容が妥当かどうかというところを、本日は我々の方で審議していくということになります。

それではまず、むつ処理区の「1 事業概要」については、前回担当課から説明がありましたので、この部分は割愛させていただき、「2 評価指標及び項目別評価」から審議していきたいと思えます。

「(1) 事業の進捗状況」については、面積における整備率が、まだ18%であること、事業費が限られているため整備に時間を要していること、また、その間に浄化槽の普及が進んでいることなどから、進捗に遅れがあり、阻害要因の解決も困難ということで、「C」の評価となっております。

これに関して皆様からご質問等ありますでしょうか。

○越後林委員

おそらく、問題になるのは赤色の部分だと思うんです。すぐ隣まで下水道が来ているのに、地理的な条件がそれほど変わらないのに、と考える人はいると思います。むつ地区において、赤色のエリアに、新築の家が今後増えていく可能性というのはあるのですか。

○本田下水道課長

大まかに言いますと、赤色のエリアに関して、上の方が上川町地区と、柳町三丁目地区が一部残っている。真ん中のあたりは、海老川町、新町の一部、これらの箇所は、現状空き地はそれほどない状況です。上川町、柳町は多少、空き地もあるかなというところ。

○越後林委員

いずれにしても、下水道に接続するか、合併浄化槽にするか、費用面で天秤にかけると思うんです。どちらも大して変わらないのであれば、どちらでも良いということになるでしょう。あるいは下水道に接続する方がコスト的に安い場合には、未整備の地域の方は、すぐ近くまで下水道が来ているのなら、もう少し伸ばしてくれればと思うでしょう。そのところはどのようにお考えでしょう。

○本田下水道課長

新築の場合は、下水道が整備済みの地区であれば浄化槽本体が不要ですので、経費としては安くなります。

○越後林委員

大畑地区の場合は、本管に繋ぐ前に、柵と言うんですか、それを設置した時点で負担金を取られると。これは強制でしたか。

○本田下水道課長

柵の設置場所は個人の敷地内になりますので、強制はできないため、まれに設置を拒否される方もいます。そうした方は、いざ下水道を使いたくなったときは、自費で設置していただくということになります。

いずれにしましても、経費の差というのは、下水道に接続する際の負担金と、浄化槽を設置する費用との差ということになりますが、下水道に接続する方が安い、合併浄化槽の方が高つくということでもあります。

○越後林委員

わかりました。

○足達会長

ちょっと「(1) 事業の進捗状況」に戻って話を進めて参りたいと思いますが、事業が進んでいるのか進んでいないのか、というところを評価するとしたら、「C」になるだろうというのが担当課の評価ですが、皆さんとしてはいかがでしょうか。

特にご意見はないでしょうか。まあ18%というのはあまり進んでいないということになるのかなと思いますけれども。

資料の中に「年次計画に対する進捗は98%」とありますが、これは事業費の話ですかね。98%執行したと。

○本田下水道課長

そうですね。例えば年間5億円で計画して、それ以上出せないという中で、その予定どおりに使っていったという。

○足達会長

わかりました。

では、この事業の進捗状況については、「事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決も困難なもの」を「C」とするという基準がありますけれども、これに該当するのではないかという担当課の案です。これでよろしいでしょうか。皆さんどうでしょう。

(異議なしの声)

わかりました。それではこの項目については「C」の評価が妥当という委員会の判断といたします

それでは次、「(2) 社会経済情勢の変化」についてですが、これは「必要性」「適時性」「地元の推進体制等」と別れておまして、担当課案ではこれらはいずれも「b」の評価であり、したがって「(2) 社会経済情勢の変化」の評価は「C」となるという内容であります。

「必要性」については、アンケート調査結果から下水道整備を希望している方は32.4%と低く、合併浄化槽を希望する方などを含めると48%くらいの方が、下水道以外の処理方法を希望しているという結果から、下水道整備の必要性は低いと考えられるため「b」という評価ということですね。

「適時性」、については、下水道の整備に時間がかかっており、その間に合併処理浄化槽が多く普及しているため適時性は低いと考えられることから「b」となっています。

「地元の推進体制等」も、アンケート調査結果から下水道接続への関心が低く、また議会でも整備停止の声が上がっているなどのことから「b」となっています。

先ほどの越後林さんのご質問に関連してですが、地図の赤色のエリアの住民もアンケート結果に含まれているということですか。

○本田下水道課長

入っております。

○足達会長

黄色も入っているんですよ。青色以外のエリアの方々がアンケートの回答者ということでよろしいですか。

○本田下水道課長

そうです。

○佐藤委員

下水道事業の整備という話ですけれども、要は下水が浄化されれば良いということ。下水道が整備されようが、合併浄化槽が整備されようが、綺麗な水になって出すということに関して言えば、当然必要性は感じている。そうした観点から言えば、ただ単に下水道整備の必要性という捉え方をするのとは若干違いがあるのかなと思います。下水道が整備される必要性というのと、下水が浄化される必要性というのは違うのではないかなと。

○足達会長

なるほど。住民の方がそのように考えているのではないかと。

確かにアンケートの結果からするとそのように感じられますし、別に下水道でなくても下水が綺麗になれば良いのではないかという解釈ですね。

○越後林委員

建築基準法の関係では、合併浄化槽であろうが、従来の浄化槽であろうが、あるいは汲み取り方式や、生活排水は側溝に流すとか、新しく住宅を建設する場合はそのところどようになっているのですか。

○本田下水道課長

新しく家を建てる場合は、下水道が整備されているのであれば下水道に接続しなければなりません。下水道が整備されていない地域では、今は合併浄化槽しか付けられません。

○越後林委員

そうなりますと、住民の立場からしてみれば、確かに環境のことも大事なんですけど、一番最初に来るのは経済性ですよ。どちらにした方がお金がかからないのかと。安くできる方が良いというのが人情でしょうね。

今の状況では、新たに下水道に接続する人も少ないし、新たに下水道を通してくれという要望も多くないイメージですので、行政としても、お金をかけてこれ以上整備する必要性はあまりないのではないかと。ニーズがないのですから。

○足達会長

まさにおっしゃるとおりですね。必要性という点で、あまり必要ではないのではないかということですね。

○坪委員

私の次男が2年前に家を新築して、柳町一丁目なんですけど、その際にうちの主人が言って、お金出して下水道を繋げました。私の家は下水道来てないんですけども。

○本田下水道課長

そうですね、息子さんのお家のところは下水道ですね。坪さんのお宅は広くて角地で、下水道が入っている通りと入っていない通りがあるような地域で、そういったところもあります。

こちらについてご質問等ありますでしょうか。

○足達会長

先ほど越後林委員がおっしゃったように、住民としてはどちらを選べと言われても難しいところですが、全体の市の財政とか、補助金でできるならそうしたいとかあるでしょうけれど、そこは補助金を適用できるように今後検討していきたいということで市は考えているということですね。わかりました。

ではこの「(2) 社会経済情勢の変化」についてですが、「必要性」「適時性」「地元の推進体制」について、資料に書いてあるような基準に照らしますといずれも「b」となりまして、そうするとこの(2)の全体の評価は「C」になるということですが、このような評価で妥当であるということ、よろしいですか。

(異議なしの声)

はい。ではこちらの「(2) 社会経済情勢の変化」について、委員会として「C」の評価が妥当ということといたします。

続いて「(3) 費用対効果分析の要因変化」についてですが、「資料む-1-1」の裏に基準が書かれております。費用対効果分析のB/Cが、1未満であるために「b」という評価になるということになります。計画時との比較については、計画時にやっていないので、ここは評価できないということになります。

B/Cが0.9であり、1未満ですので、費用に対してあまり効果が上がっていないということで「b」となり、全体の評価は「B」となるということになります。

○佐藤委員

便益項目(B)の「(1) 生活環境の改善」というのは、何を指しているものですか。

○本田下水道課長

こちらは合併浄化槽で整備した場合のものとして計上しております。浄化槽の排出先として側溝が多いのですが、その側溝の蓋等にかかる費用になります。浄化槽ですと多少臭いがありますので、その対策のための整備費用です。むつ市ですとまだ蓋のない側溝もありまして、臭気の対策ということになります。マニュアルに沿って計上しました。

○足達会長

下水道以外の方法で同等の生活環境を実現しようとしたらいくらかかるのかということですね。

分析結果としては0.9というのはそのとおりの結果でしょうから、こちらの評価としては「B」ということで、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい。ではこちらの項目については「B」の評価が妥当ということで結論したいと思います。

続いて「(4) コスト縮減・代替案の検討状況」についてですが、市の案としては「B」の評価です。中身としてはコスト縮減をどれくらいやっているのか、代替案はあるのかということ、コスト縮減については、マンホールの間隔を延伸したり小型マンホールを使ったりということ

で縮減を図っているため「a」の評価。代替案に関しては、合併浄化槽の性能が上がっており、下水道よりもすぐに効果がある代替案が存在することで「b」評価になり、全体としてここでの評価は「B」になるということでもあります。

こちらに関しては皆様いかがでしょうか。

○佐藤委員

こちらに関しては、どちらも「a」で良いのではないですか。

○足達会長

こちらの「代替案」の項目が「b」として悪い評価になってしまうのは、下水道事業からすれば悪いということ、良い代替案があるということなんでしょう。下水道以外の良い代替案があるから、下水道をやらなくても良いじゃないかということになる、ということですね。

○本田下水道課長

はい。こちらの項目の評価基準ですと、代替案がある場合は「b」評価となります。

○足達会長

下水道事業を続ける必然性が薄くなってしまいうということですね。

○佐藤委員

合併浄化槽があるから「b」ということですね。下水道しか方法がなかったら「a」と。

○足達会長

そうですね。これが「b」となると、下水道を止めた方が良いのではないかという方向になるということですね。

他にご質問等ありますでしょうか。

(質疑なし)

では、こちらの「(4) コスト縮減・代替案の検討状況」については、委員会としては、「B」の評価が妥当であると評価してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

では次に、「(5) 評価に当たり特に考慮すべき点」についてであります。こちらは住民のニーズの把握であるとか、環境影響への配慮についての評価ということでもあります。

住民のニーズについては、先ほどから出ておりますアンケートによりますと、現状で71.4%が単独あるいは合併浄化槽により水洗化されており、今のままで不自由していないという意見が出てきて、下水道へのニーズとして「b」評価になったと。

環境影響への配慮については、”資料むー1ー4”の開発事業等における環境配慮指針チェック表に照らしてチェックしたということですね。斜め線が引かれているところは該当しない項目ということですね。こちらに関しては、チェックしたところ、きちんとできているということで「a」評価になると。

この項目についてご意見等ございませんか。

(質疑なし)

特にご異議なければ、こちらは「b」と「a」の評価ですと、全体として「B」の評価となりますが、この評価が妥当としてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

では、ここまでで各項目の評価が済みしましたので、4の「公共事業再評価委員会意見」に入りますが、3の対応方針（事業実施主体案）では総合評価は「計画変更」となっております。

ただいま審議いたしました項目は「B」評価及び「C」評価であり、市の評価は妥当とする判断をいたしましたので、委員会としても当該下水道事業については、市の案どおり「計画変更」と判断いたしますが、委員の皆様、これでよろしいでしょうか。もし、全体としてはこの対応方針で良いけれども、付帯意見として、こういうところに気を付けて欲しいといったご意見がありましたらお願いします。

○佐藤委員

冒頭に折館委員の質問に対して担当課が答えておりましたが、当初整備予定とされていたエリアにつきましては、浄化槽設置の補助金を受けられないエリアになっていましたが、今回の変更によって排水設備工事ができなくなってしまうため、浄化槽設置の補助制度を適用し、該当エリアの方々を救済していただきたい。また、排水設備工

事に関する補助制度も、これまで同様維持していただきたい。

○本田下水道課長

当課としましても、赤色のエリアにつきまして、浄化槽の補助金が使えるように検討してまいりたいと考えております。また、青色のエリアについては引き続き下水道が事業として残っていきますが、接続率はまだ低い状態ですので、接続率を上げるために、補助金の制度を維持し、それ以上の対応も含めて検討してまいりたいと考えております。

○足達会長

ただいまの佐藤委員のご意見は、付帯意見とさせていただきますと思います。

当委員会としては、市の対応方針案を了承し、「計画変更」とする評価に決定してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、当委員会として「計画変更」、付帯意見ありということで結論付けたいと思います。

続いて、大畑処理区についての審議をしたいと思います。

“資料大1-1-1”、「1事業概要」は前回説明がありましたので飛ばしまして、「2 評価指標及び項目別評価」の「(1) 事業の進捗状況」についてですが、面積における整備率が53%となっていて近年計画通り進んでいないことにより「C」評価という案になっております。

いかがでしょうか。この地区の状況をよくご存じの方、ご意見等ございましたらお願いします。

#### ○越後林委員

残念なことに、赤色のエリアの方が、新しい家が多く建っているケースが多い。逆に青色のエリアはどんどん人口が減っている。また、赤色のエリアの多くが、居住誘導区域に存在している。一方で青色のエリアは、誘導区域以外の地域だったりする。

#### ○伝法委員

住民は津波を一番恐れています。赤色のエリアは、津波については大丈夫と考えられている地域で、若い人たちが家を新築する場合は、そちらの住居を構えています。

ですので、青色のエリアには高齢者が残っているというケースが多い。

#### ○足達会長

そうした点を考えると、現在の状態で下水道の整備をストップするのは少しもったいない気がしますね。

#### ○越後林委員

大畑はここ10年で3千人くらいですかね、人口が減っています。1万人以上いたのが6千人台になってしまった。

家の話で言えば、建てるんだったらそっちの地域でしょう、という程度のことで、どんどん新しい家が建っているという訳ではない。1年に1軒建つか建たないかという程度なので、そうしたことを加味すると、費用対効果という面で、効率が悪

いという評価なのも致し方ないのではないかと思います。

また、新しい家を建てる際にも、下水道のニーズはそれほど高くないと感じている。

#### ○足達会長

今、議題というかお話の内容がどちらかというと「(2) 社会経済情勢の変化」に関するものになっていたのので、先に(2)の方をやりたいと思います。

こちらの評価項目である「必要性」「適時性」「地元の推進体制」はいずれも「b」となっています。

「必要性」については、アンケート結果で「下水道希望」は24%弱と少なく、「浄化槽希望」や「汲み取り式のままで良い」など「下水道以外」を希望する方が過半数という状況であります。

「適時性」は、むつ地区と同じで、下水道の整備を待っている間に合併処理浄化槽が多く普及しているため、下水道事業の適時性としては低いのではないかと思います。

「地元の推進体制」も、下水道接続への関心が薄くなっていると。

#### ○越後林委員

赤色のエリアの住民から要望等は出ているのですか。もっと下水道を延ばして欲しいとか、そういった要望とか、苦情とかは。

#### ○本田下水道課長

要望・苦情どちらもありません。

大畑の赤色のエリアは、どちらかというと空き地が多い。

○越後林委員

国道のバイパスの内側、フェリーふ頭に下りていく道路の左側の上野のあたりは新しい家も多いが。

○本田下水道課長

そのあたりは私道が多く、何年も前に整備しようとしたのですが、上手く工事を進められないという状態になってしまっていて、整備できなかった部分もあります。そうした道路の関係とかで、赤色のエリアがまだらに残ってしまっているという面もあります。

○足達会長

わかりました。そうしますと、「(2) 社会経済情勢の変化」については、「C」という評価が妥当であると評価してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。

では順序が少し逆になりましたが、「(1) 事業の進捗状況」に移ります。進捗率68%という数字が出ていますが、市としては、あまり進捗していないという評価です。

この項目の評価基準は「事業の進捗に遅れがあり、阻害要因の解決も困難なもの」が「C」にあたるとなっておりますが、特に何%以下が「遅れている」という評価になるというものではないのですね。

○本田下水道課長

大畑地区に関しては、近年は全然工事もされていない状況のため、計画通りに進んでいないという評価になりました。

○足達会長

全然進んでいない理由は何ですか。

○本田下水道課長

財源が限られている中で、未整備地区でもまだ家が建っている地区が多いむつ地区の方に予算を振り向けていたためです。先ほども申しましたが、大畑地区の方は未整備地区の中には空き地も多いことから、同じお金をかけるならむつ地区の方が効果があるということで、近年はむつ地区の方に資金を使っていたという状況です。

○足達会長

皆様いかがでしょう。「(1) 事業の進捗状況」について、委員会としては、「C」の評価は妥当であると評価してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい、ありがとうございます。

では次に「(3) 費用対効果分析の要因変化」についてです。

先ほどのむつ地区と同様の分析手法で、B/Cは1.13と、1を超えていると。これは評価基準に照らすと「a」の評価となります。これについて何かご意見等ありますでしょうか。

○越後林委員

処理施設に関して、むつ地区のものよりも効率が良いとかそういったことはあるのでしょうか。あるいは水道料金や下水道料金の関係とか。

費用対効果の評価がむつ地区よりも良い理由は何でしょうか。

○本田下水道課長

費用対効果分析においては上下水道料金は含まれておりません、単純に設備等にかかる費用で分析しております。維持管理費も多少は入っておりますが、基本的にはイニシャルコストということになります。

○越後林委員

わかりました。

○足達会長

では、こちらの項目は1を上回っているため「A」という評価でよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

では次に「(4) コスト縮減・代替案の検討状況」についてです。コスト縮減に関しては対策を行っているため「a」、代替案については、先ほどのむつ地区同様、下水道以外にも、即効性のある浄化槽という選択肢があるということで「b」という評価で、全体としては「B」という評価案になりますが、こちらの評価が妥当ということで判断してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

はい。ではこちらの項目は「B」という評価にいたします。

次に「(5) 評価に当たり特に考慮すべき点」についてです。「住民ニーズの把握状況」は、下水道以外で水洗化済みの割合が53.5%となっていて、今の汚水処理状況で不自由していないという意見が多く、下水道のニーズが低いので「b」という評価になっています。もう一つの「環境影響への配慮」は、環境配慮指針への対応を行っているため「a」評価。

「b」と「a」の組み合わせのため全体として「B」という評価案になっております。

この項目についてご意見等ございませんか。

(質疑なし)

では、「(5) 評価に当たり特に考慮すべき点」について、委員会としては、「B」の評価は妥当であると評価してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、「(5) 評価に当たり特に考慮すべき点」についての評価は「B」といたします。

続いて「3の対応方針(事業実施主体案)」の部分、市の方針は「計画変更」となっています。

評価理由を読んでみましょうか。アンケート調査結果から下水道より合併処理浄化槽及び現状のままを希望する比率が高い。また、費用対効果分析の結果から現在の整備範囲での効果は大きいですが、今後の整備の効率性は悪くなっていく結果となったため、これ以上の整備を行わず計画区域を

整備済みの区域へ縮小する計画変更とし、それ以外の区域については合併処理浄化槽を促進していきたい、という理由から、「計画変更」という対応方針でいかがかと言う案が出されております。

これについて皆様からご意見等ございますでしょうか。

○佐藤委員

先ほどむつ地区の方でも申しましたが、当初下水道整備予定とされていたが未整備エリアにつきましては、浄化槽設置の補助金が受けられるよう手当していただきたい。

○足達会長

地図の赤色のエリアについてですね。今の内容を、付帯意見として付けると。

その他、ございますでしょうか。

(質疑なし)

他にご意見等ございませんでしたら、当委員会としては、市の対応方針案のとおり「計画変更」とする評価に決定し、先ほどの付帯意見を付ける、ということで、皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

よろしいですか。はい。ではそのようにいたします。

審議は以上となります。これまでの審議内容と市長へ答申することになりますが、答申書の文面は、私と、職務代理者である佐藤委員に一任いただき、その後日程調整の上で、我々から市長へ答

申書を手渡すということとしたいと思っておりますので、ご了承願います。

このほか、皆様から何かございますか。

(発言なし)

事務局から何かございますか。

○一戸総務課長（事務局）

事務局から2点ほどご連絡させていただきたいと存じます。

まず今回の審議結果につきましては、市の広報誌に掲載したいと考えております。

その際、委員の皆様のお名前を含めまして掲載する予定としておりますので、この点につきましてご了承願いたいと存じます。

2点目ですが、前回の会議でもご報告いたしました当委員会につきましては、条例の定めるところにより、市長への答申をもって解散となりますので、この点につきましてもご了承いただきたいと存じます。

なお、答申の日は、現時点で11月8日水曜日、午後1時からを予定しておりますので、日程につきましてもここでご報告させていただきたいと存じます。

事務局からの連絡は以上となります。

○足達会長

はい。今説明がありましたように、当委員会は市長への答申をもって解散ということですが、皆様には、市長への答申後、一応、答申書の写しを皆様に郵送することで、ご理解いただきたいと思います。

それでは、これで本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。

委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

○一戸総務課長（事務局）

足達会長、ありがとうございました。

委員の皆様、長時間にわたるご審議お疲れ様でした。

これをもちまして、むつ市公共事業再評価委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時57分 閉会